

西東京市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市マスコットキャラクター「いこいな」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、西東京市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成13年西東京市条例第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 貸出対象

市長は、市民の教育・文化の向上及び市民福祉に寄与する公益性のある活動であると認める活動を行う団体（以下「貸出対象団体」という。）が、次に定める行事を行う場合に着ぐるみを貸出することができる。

- (1) 西東京市が共催、後援又は協賛をする行事
- (2) 西東京市における地域活性化、子育て支援及びみどりの保護・育成に資すると市長が認める行事

第3 経費負担

着ぐるみの貸出しは、無償とする。ただし、着ぐるみの貸出期間中における保管、移送その他に要する一切の経費は、着ぐるみの貸出しの承諾を受けた団体（以下「使用団体」という。）が負担するものとする。

第4 申込み

着ぐるみの貸出しを受けようとする貸出対象団体は、貸出希望日の2月前から7日前（西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）第1条第1項に規定する西東京市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その前日）までに着ぐるみ貸出申込書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

第5 承諾

市長は、第4の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、着ぐるみの貸出しを承諾する。ただし、同一の貸出期間に係る複数の申込みがあったときは、先着順による。

- (1) 西東京市の業務に支障のある場合
- (2) 西東京市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (3) 著作権者の名誉を毀損し、社会的若しくは教育的に悪影響を与え、又はマスコットキャラクターのイメージを損なうおそれのある場合
- (4) 着ぐるみが西東京市の定める使用方法に従って使用されないおそれのある場合
- (5) 西東京市が特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を市民等に与え、又は与えるおそれのある場合
- (6) 営利目的の活動に着ぐるみを使用する場合。ただし、マスコットキャラクター商品化権使用許諾契約を市と貸出対象団体が締結した商品に係る場合を除く。
- (7) 着ぐるみの使用が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる場合

(8) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合

(9) その他着ぐるみの使用に関し著しく不適當である場合

- 2 市長は、前項の規定による承諾をしたときは着ぐるみ貸出承諾通知書により、承諾をしなかったときは着ぐるみ貸出不承諾通知書により、申込みをした団体に通知するものとする。

第6 貸出期間等

着ぐるみの貸出期間は、当該期間の初日(以下「貸出日」という。)から起算して5日以内とする。ただし、貸出期間の末日が休日に当たる場合は、当該休日の翌日(その日以後に休日が続くときは、順次繰り延べた次の平日)までを貸出期間とする。

- 2 着ぐるみの貸出回数は、1団体当たり1月につき1回までとする。

第7 遵守事項

使用団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市長が別に定める西東京市マスコットキャラクター着ぐるみ使用マニュアルを遵守すること。

(2) 貸出日の前日までに、着ぐるみを装着する者(以下「装演者」という。)が、着ぐるみの使用方法について市の職員から説明を受けること。

(3) 使用団体以外の第三者に着ぐるみを使用させないこと。

(4) 貸出期間を遵守すること。

(5) 着ぐるみを市に返却するときは、着ぐるみの使用状況が分かる写真等を提出すること。

- 2 市長は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、着ぐるみの貸出しについて条件を付することができる。

第8 貸出承諾の取消し

市長は、使用団体が次の各号のいずれかに該当したときは、その承諾を取り消すとともに、着ぐるみ貸出承諾取消通知書により使用団体に通知する。

(1) 虚偽の申込みにより着ぐるみの貸出しの承諾を受けたとき。

(2) 第2に定める要件を満たさなくなったとき。

(3) 第7に定める事項を遵守しなかったとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

- 2 前項第1号、第3号及び第4号による取消しを受けた使用団体は、着ぐるみの貸出しの承諾を取り消された日以後、第2に規定する貸出対象団体となることができない。

- 3 市長は、着ぐるみが破損等により使用できない期間が生じたときは、当該期間に係る着ぐるみの貸出しの承諾を取り消すとともに、着ぐるみ貸出承諾取消通知書により使用団体に通知する。

第9 返却

第8第1項の規定により貸出しの承諾の取消しをされた使用団体が既に着ぐるみの貸出しを受けているときは、直ちに着ぐるみを市長に返却しなければならない。

第10 原状回復

使用団体は、貸出期間中に着ぐるみを紛失若しくは滅失をさせ、又は汚損若しくは毀損をさせたときは、事由のいかんにかかわらず、その責任と負担により、直ちに次に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 着ぐるみを紛失又は滅失をさせたとき 市長が指定する専門業者により新たな着ぐるみを作成し、及び市長に納付すること。
- (2) 着ぐるみを汚損又は毀損をさせたとき 市長が指定する専門業者によるクリーニング又は修理及び補修を行い、着ぐるみを原状に復した上で市長に返却すること。

第11 免責

市は、着ぐるみの貸出し又は第8の規定による貸出しの承諾の取消しにより使用団体又は装演者が被った損害及び使用団体又は装演者が第三者に対して与えた損害について、その責めを負わない。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月7日から施行する。